

長浜市議会告示第1号

長浜市議会事務局処務規程（平成18年長浜市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄

第12条を次のように改める。

（文書の番号）

第12条 文書の番号は、毎年4月1日から起こし、翌年3月31日に終えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号）第10条第1項第1号及び第3号の番号は、毎年1月1日から起こし、12月31日に終えるものとする。

3 文書の番号は、事案ごとに別の番号を用いるものとする。

第17条第1項中「（平成18年長浜市訓令第4号）」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。